

後見制度支援預金特別約定

青梅信用金庫

後見制度支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

2. (取扱店の限定)

口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。

3. (取引の方法)

すべての取引は「指示書」に基づき取り扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。なお、当金庫は、お客さまから、当該手続申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、後見制度支援預金に係る契約が成立するものとします。

4. (自動支払い)

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5. (キャッシュカードの取扱い)

キャッシュカードは発行できません。

6. (ATM利用)

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7. (解 約)

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。

- (1) 成年被後見人が死亡した場合
- (2) 裁判所による「指示書」に基づく場合
- (3) 成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
- (4) 未成年後見の場合で、成年に達した場合
- (5) 法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合

8. (適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知しま

す。

- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020年 9月 1日現在)

以 上